

平成18年5月15日

各位

会社名 オックスホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 落合伸治  
本社所在地 東京都中央区日本橋小網町13番7号  
証券コード 2350 (大証ヘラクレス・S)  
問合せ先 専務取締役 中山浩也  
(TEL 03-5847-7222)

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 【基本方針】

当社は信用創造企業としての社会的使命を果たすために、道徳精神によって培われた信義則を大切にするとともに、信念をもって企業価値の増大に努めます。また、多様性のある社会の座標軸となるべく、日々コーポレートアイデンティティ(CI)の改善と発展に注力しております。かかる方針のもと、企業価値の最大化のためには、当社の価値、信用等に関する情報を公明、正大に開示することが重要であり、上場会社としての使命を常に自覚する中、株主の皆様とともに成長いたします。そのためには、内部統制システムの構築、並びにコンプライアンスの整備、強化が不可欠と判断し、基本方針を決定いたしました。

#### 【決議事項】

##### 1. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行にかかわる情報については、情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。「情報管理規程」は、必要に応じて随時見直し、改善を図るものとする。

##### 2. 損失の危険の管理(リスクマネジメント)に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を今後定め、同規程に沿ったリスクの把握と管理およびリスクカテゴリー毎の管理責任者についての体制を整えることとする。

- ( 2 ) 事業上のリスクとして、信用リスク・市場関連リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク・カントリーリスク等を認識し、個々のリスクに対応する社内規程マニュアルの整備、見直しを行うこととする。
- ( 3 ) 監査役および内部監査室は定期的にリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
- ( 4 ) 取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ( 1 ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ( 2 ) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に取締役、部長らによって構成される経営戦略会議においての審議を経て執行決定を行うものとする。
- ( 3 ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

### 4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ( 1 ) コンプライアンス体制の基礎として、役職員行動規範およびコンプライアンス基本規程を定める。
- ( 2 ) 内部統制システムの構築・維持・向上を推進するために、社長を委員長とする内部統制委員会を設置する。さらに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るためにコンプライアンス委員会を設置する。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- ( 3 ) コンプライアンスの統括部署として法務コンプライアンス部を置き、内部監査部門として内部監査室を社長直轄の組織として置く。
- ( 4 ) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告すると同時に、コンプライアンス委員会に遅滞なく報告するものとする。
- ( 5 ) 内部統制委員会は報告案件について定期的に審議のうえ、その結果と今後の再発防止対策を含めて経営戦略会議を経由し、取締役会に報告する。
- ( 6 ) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、顧問弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
- ( 7 ) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

## 5. オックスホールディングス株式会社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社のグループ各社における業務の適正を確保するため、グループ会社のすべてに適用する行動指針として、オックスグループ役職員行動規範を定め、これを基礎として、オックスグループ各社で諸規程を定めるものとする。
- (2) 経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、当社のグループ会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による事業会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- (3) 取締役はグループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (4) 当社グループ各社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、内部監査室又は法務コンプライアンス部に報告するものとする。

内部監査室又は法務コンプライアンス部は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (5) 内部監査室はコンプライアンス上の問題について、監査役の要請を受けたときは、社長の承認を得た上で内部監査を実施する。その監査結果については、取締役会経由で監査役に報告する。
- (6) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についてのグループ内報告体制として、顧問社外弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
- (7) 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

## 6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が必要に応じて業務補助のために、使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役補助者を置くこととする。指名された補助者の人事、報酬、考課などについては監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、「監査役会規則」並びに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役会へ適切かつ迅速に報告する体制を確保する。
- (2) 内部通報規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

## 8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して重要事項の報告を求めることができる。
- (2) 監査役は「監査役会規則」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (3) 監査役会のすべての構成員又は監査役会を代表する監査役は、グループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の業務執行方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換するものとする。

以上